



おかげさまで85周年。
感謝とともに。未来とともに。

IWATE BANK NEWS LETTER



平成 29 年 5 月 11 日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

スマートフォン等によるマイナンバー申告の受付開始について

株式会社 岩手銀行（代表取締役頭取：田口幸雄、以下「当行」）では、平成 29 年 5 月 15 日（月）、株式会社 NTTデータ（本社：東京都、代表取締役社長：岩本敏男）を委託先として、投資信託、公共債口座をお持ちのお客さまから、下記のとおりマイナンバー申告の受付を開始いたします。

マイナンバー制度の開始に伴い、投資信託、公共債口座をお持ちのお客さまは、平成 30 年 12 月までにマイナンバーをご申告いただく必要があります。つきましては、投資信託口座や公共債口座をお持ちの一部のお客さまに、当行より郵便にて「個人番号（マイナンバー）申告のお願い」をお送りし、マイナンバーのご申告をお願いしてまいります。お手元に届いたお客さまは、ご利用のスマートフォンやタブレット端末、もしくは郵送での申告により、ご来店いただくことなく簡単に手続きを完了することができますので、お早めにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

当行は、お客さまからご申告いただいたマイナンバーを、法令に則り厳格に管理いたします。

記

1. マイナンバー申告の流れ

(1) 当行から、対象となるお客さまのもとへ「個人番号（マイナンバー）申告のお願い」を郵送いたします。

(2) お客さまは、以下の 2 つから申告方法をお選びください。

① 郵送による申告

「個人番号申告 兼 個人情報提供同意書」の同意欄にチェックのうえ、通知カードのコピーなどマイナンバーを確認できる書類とともに、返信用封筒にて NTTデータに郵送していただく方法です。

② スマートフォン、タブレット端末による申告

お客さまのスマートフォンやタブレット端末に、マイナンバー申告専用アプリをダウンロードしていただき、通知カードまたは個人番号カードを撮影のうえ、NTTデータに送信していただく方法です。

岩手銀行



おかげさまで85周年。
感謝とともに。未来とともに。

IWATE BANK NEWS LETTER



2. N I S A口座（少額投資非課税制度）をご利用のお客さまへ

平成28年度の税制改正（※）により、現在N I S A口座を利用されているお客さまは、平成29年9月末までにマイナンバーの申告および当行での登録手続きが完了しますと、新たに非課税適用確認申請書を提出されることなく、平成30年1月以降（勘定期間は平成35年12月末までの6年間）も継続してN I S A口座をご利用いただけることとなりました。

平成29年9月末までにマイナンバーの申告および登録手続きが完了していない場合、平成30年1月以降のN I S A口座のご利用にあたっては、マイナンバーの申告に加えて、改めて必要書類を提出のうえN I S A口座を開設する手続きが必要となりますので、期限内にマイナンバーを申告いただきますようお願いいたします。

なお、平成30年以降の初回取引発生までにN I S A口座の開設手続きが完了していない場合、N I S A口座を利用しているファンドの分配金の再投資および投資信託定時定額購入サービスによる購入は、自動的に課税扱いとなりますのでご注意ください。

（※）28年度税制改正について

平成30年1月以降もN I S Aを継続してご利用いただくためには、平成29年10月1日以降に改めて開設手続きを行っていただく必要がありましたが、平成28年度税制改正により平成29年10月1日時点でN I S A口座を開設している金融機関に個人番号（マイナンバー）を告知済みであれば、平成30年1月以降のN I S A口座開設手続きが不要となりました。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 リスク統括部 コンプライアンス室 轟木・伊藤・上杉
電話 019-624-8495（直通）

岩手銀行